

自 営 業 の 方

①利用者	市障害福祉課に利用の相談 ＜相談窓口＞ 川崎市健康福祉局障害福祉課給付担当 電話 044-200-2675	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市重度障害者等就労支援特別事業の概要」等で要件を御確認ください。 重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定の有効期間内であるかを受給者証で御確認ください。 自営業に従事する時間が1週間のうち10時間以上の方を対象としています。
②市障害福祉課	利用希望者に手続の案内	
③利用者	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画書の作成 作成した支援計画書を含む、申請書類一式を提出 ＜提出先＞ 川崎市健康福祉局障害福祉課給付担当 ※窓口持参の場合は事前に連絡ください。 	<p>＜申請書類一式＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書（様式第1号） 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し 支援計画書 自営業者であることを証する書類の写し 同意書
④市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の受理、内容の確認 川崎障害者就業・生活支援センターに支援計画書を送付 	申請後、決定まで1か月程度要します。
⑤川崎障害者就業・生活支援センター	市から送付された支援計画書を確認し、市へ返却	
⑥市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 川崎障害者就業・生活支援センターが確認した支援計画書の受理 決定（不決定）通知書を利用者に送付 	
⑦利用者	市からの決定通知書を受理	<p>＜支援を受ける事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている事業所 利用する事業所の選定は、利用者様で行ってください。
⑧障害福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 利用する障害福祉サービス事業者と契約 サービスの利用開始 	
⑨市障害福祉課	<p>障害福祉サービスの提供</p> <p>事業者から市へ給付費の請求</p> <p>市から事業者へ給付費の支払い（直接払い）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国標準システムで請求できないため、市障害福祉課に対して直接、給付費を請求してください。 支払関係書類一式を送付するため、サービス提供開始後に市障害福祉課まで御連絡ください。 給付費の請求は、サービス提供の翌月を目安に行ってください。
⑩障害福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 給付費の受領 利用者負担の徴収 	